令和８年（フ）第１０２０号
広島県安芸郡府中町本町５丁目６番24号　吉田アパート101
債務者　奥本　健治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０２号
広島市西区庚午中１丁目10番24―404号　庚午坂本ビル
債務者　高橋　優芽
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
山口県周南市花陽２丁目10番５号
債務者　山内　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６１号
山口県光市大字小周防415番地３
債務者　林　　里香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６７号
山口県光市島田２丁目４番19号
債務者　濵田　　恭
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６８号
山口県周南市新田１丁目５番27号、前住所山口県萩市大字江向159番地５
債務者　煙草谷咲木（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６９号
山口県周南市五月町12番２号　さつきの里
債務者　菅田　　龍
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７５号
山口県下松市大字下谷424番地10
債務者　中村　千奈美（旧姓實近）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市春日町１丁目１番10号
債務者　大塚　浩範
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年２月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３３３号
福岡市博多区比恵町１―18東カン第二ビル406
破産者　株式会社ｔｕａ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６３号
富山市上飯野新町一丁目１番地
破産者　有限会社サカタ土木
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０４号
愛媛県松山市東長戸一丁目２番32号
破産者　愛媛寿実運輸有限会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
福岡市早良区西新一丁目12番22号、旧本店所在地福岡市西区愛宕二丁目３番２号
破産者　株式会社食堂
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４７２号
福岡市中央区天神四丁目１番23号ニューライフ天神
破産者　株式会社インフィニティ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６６号
福岡市博多区博多駅前一丁目21番20―701号
破産者　株式会社えんコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市寿三丁目13番29号
破産者　有限会社一楽
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第８２０号
栃木県下野市磯部389番地１
破産者　株式会社のざわ屋
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９号
栃木県鹿沼市花岡町８番地５　アイショウプラザⅡ　Ａ―101
破産者　新田　和男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６８号
栃木県小山市西城南六丁目９番地15
破産者　有限会社サポートライズ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係